

資料3
西東京市
男女平等参画推進委員会
平成29年5月22日

西東京市第3次男女平等参画推進計画
西東京市配偶者暴力対策基本計画
各課事業評価報告
(平成28年度)
(Bグループ)

2. 平成28年度各課事業評価報告

★ (重点課題)

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
89		①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直しを図り、学校における人権教育の更なる充実を図る。
90		②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	多様な性に関する情報提供を行う。
91		③情報誌パリテの発行と配布（再掲）	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行うが。今年度は委員改選を行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。
II-1 (1)		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	・西東京市多文化共生センターの運営 ・外国人のためのリレー専門家相談会の実施
92					
93	II-2★ (1)	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。
94		②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	DV冊子の配布を行うとともに、センター内において掲示を行う。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	各学校における、教育活動全体を通して、各校で作成する人権教育の全体計画に基づき、組織的・計画的に人権教育を推進した。また、市内中学校において、東京都教育委員会から人権尊重教育推進校の指定を受け、研究に取り組み、その成果を広く報告し、普及を図った。	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直しを図り、学校における人権教育の更なる充実を図る。		
A	情報誌パリテ内で特集記事を掲載し、男女平等推進センター内においては掲示を行った。講座として家庭・学校・地域で考えたい『子どもがLGBTだったら?』を実施。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。		
A	情報誌パリテを10月と3月に合わせて21,000部を発行配布し、ホームページに掲載をした。男女平等推進センター企画運営委員会の委員の改選があり、新たな委員が3人しかもすべて男性で女と男の割合が4対4において市民が手に取りやすい、読みやすい、目を引く構成にすることを主眼として、表紙等の色の選定やイラストについて細かく検討したり、小見出しの文章やコーナーの配列に気を配り、分かりやすい文章表現にこだわって編集を行った。特集記事について、女性の活躍推進と男性介護者の時流に合わせた経済・社会問題を取り上げ、男女平等意識の無い方にも手に取っていただけるよう興味を引く内容を掲載した。	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。		
A	【西東京市多文化共生センター】 ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所 ・外国人の日常生活相談96件、外国人支援活動先の紹介等53件、その他の施設利用1041件、通訳ボランティア派遣事業22件、多言語情報の提供2件、窓口通訳利用50件 昨年同様、行政窓口や学校への通訳ボランティア派遣の依頼が多かった。今後も安定した需要が見込まれる。 【外国人のためのリレー専門家相談会】 平成28年8月26日（土）、西東京市民会館で開催 ・専門家：弁護士、行政書士、社会保険労務士、臨床心理士、フェミニストカウンセラー ・言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語相談：10人13件 外国人が円滑な社会生活を送ることができるよう、相談会を実施した。通訳及び運営に市民ボランティアが関わった。他の相談内容で相談にいらした相談者でもフェミニストカウンセラーがかかわってくることもあり、引き続き相談体制を設ける。	以前より認知度のアップについて検討を重ねてきているが、引き続き検討していきたい。		
A	講演会の実施（暴力をなくす運動週間事業：平成28年11月11日（金）午後2時～午後4時 「面前DVの実態と子どもへの影響」 27名参加） DV冊子の変更、増刷配布	講演会の実施 DV冊子の配布（前年度未配布先への配布）継続		
A	DV冊子にデートDVの追記し配布。センター内における掲示実施	DV冊子の配布・センター内における掲示実施継続 市内高校、大学への冊子配布検討		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
95	(1)	③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向けて市内相談窓口・警察との連携を進める。
96		①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。
97		②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携し対応する。
98				生活福祉課	2名の家庭相談員を配置し、生活保護受給世帯の女性に対して個別の相談に応じます。母国語対応が必要な生活保護受給者には、職員による外国語サポートを活用します。
99	(2)			子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
II-2★				子ども家庭支援センター	子供家庭相談を継続して実施する。
100		③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談についてのあり方を検討する。
101		④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、情報の提供を行う。外部相談窓口（警察・病院）とは日頃の連携の中で窓口の情報提供を行う。
102		①緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。
103	(3)	②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターへの運営費を支援する。
104		③緊急一時保護宿泊費等の支援	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。
105					

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察等組織での連携を図った。支援個別対応として警察等と連携し、安全を確保したり、市の相談窓口担当者と連携を行った。民生児童委員会議でDV冊子を配布し女性相談窓口の案内を行った。	今後も継続実施する。		
A	女性相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施 相談件数 女性相談512件 婦人相談657件	今後も継続実施する。		
A	相談者の個別状況に合わせて関係部署と連携し支援を行った。外国語に関しては民間シェルターにて支援に関わる外国人による通訳にて依頼	個別の状況をふまえながら関係機関と連携し対応する。今後も継続実施する。		
A	現在、1名育児休業中のため、家庭相談員1名が、地区担当員と共に、両庁舎の援助の必要とされる女性、母子家庭各世帯への窓口相談、訪問相談を実施。 状況に応じて、携帯電話による対応、メールによる対応を行った。 必要に応じて外国語サポーターを活用し、生活状況の助言を行った。	育児休業で復帰する家庭相談員へ、各世帯への安心できる引継ぎを行い、地区担当員との連携、各関係機関との連携を図る。		
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅・養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じて相談・助言を行いました。 延べ相談件数896件	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。		
A	育児に悩む女性やDVを受けているケースなどは、関係機関と連携を取りつつ対応している。新規相談件数853件、児童虐待相談292件(前年より71件増)、虐待以外の養護相談356件であった。児童本人からの相談は、8件であった。	引き続き継続、関係機関との連携の強化を図る。		
B	都内男性相談の現状を聞き取った。男性からの相談については子育て支援課の父子相談や東京都実施の男性相談を紹介した。	男性相談のあり方について情報収集しながら継続的に検討を行う。		
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察・保健所・民生委員等の連携と情報提供を行った。また、民生委員会議に出向き相談窓口についてカード、DV冊子を配布し周知に努めた。 外部相談窓口とも日頃の業務の中で連携をすすめた。	庁内相談窓口の連携をより一層深めるため今後も配偶者暴力担当者連絡会議を定期的に行う。外部に関してはDV冊子を増刷し配布する。		
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。	今後も継続実施する。		
A	多摩地域の民間シェルター連絡会への補助金を交付	今後も継続実施する。		
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。この事業は被害者支援の選択肢を広げるために実施しているが、保護施設が利用できない際に実施する事業となる。平成28年度は実績は0である。	今後も継続実施する。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
106		(4)一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、子どもの心のケアへの支援や保育・就学等の行政サービスに関する支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の生活と子育て支援をおこなう。子どもの保育・就学について行政サービスにおいて早急に支援を行う。
107				健康課	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながらすすめる。
108				生活福祉課	職員による生活保護世帯の家庭訪問等で得た情報により、DVが予見される場合には、早期に対応し躊躇なく関係機関に繋ぎます。
109	(3)			子育て支援課	関係部署と連携し、DV被害者とその子どもの支援を行います。
II-2★		⑤ワンストップサービスの検討	DVに関する相談窓口において、必要な手続きが一括して行える「ワンストップサービス」の導入を検討します。	協働コミュニティ課	各窓口での手続きの確認と支援者への情報提供の仕方(ワンストップサービス)の検討。
110					
111		⑥自立支援講座の実施	DV被害者の生活再建・自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。
112	(4)	①府内関係各課との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、府内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課	DV支援に必要な府内関係各課と連絡を密に行い連携を図る。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	被害にあった女性と子の生活支援と、子の保育・就学においては関係部署と連携し支援を行った。	生活の安全と安心、安定の為府内関係部署と引き続き連携を図る。		
A	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながらすすめた。	DV被害者が、DV被害の事実に気づき、情報提供ができるタイミングは、事例ごとに異なる。 適したタイミングを事例毎に評価検討し、情報提供に努める。		
A	定期訪問等、家庭状況の把握を行い、また、近隣からの情報提供を元に、DV、虐待等被害の可能性の判断、対象者への来所支持等により、聞き取りを実施。 事実関係を元に関係機関に繋げる。	引き続き、家庭訪問等により、世帯状況を把握、必要に応じて、民生委員等との連携を図る。		
A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通じた自立支援などを実施しました。	入所に当っては、関係機関と連携しながら、施設入所が母子の自立に役立つものとなるよう、努めます。		
B	DV被害者支援に関して必要な手続きを整理し、支援者に窓口と手続きについて情報提供を行った。支援者の同意を得た場合には関係部署への事前の情報提供を行った。	府内の各部署での手続きがよりスムーズに行われるように関係部署と密に連携を今後も図る。		
A	平成28年度は、「こころを整える～持ち運べる自分だけの香織をつくろう～」「タッピングタッチ～こころとからだのリラクゼーション～」「弁護士からのメッセージ～前向きな一歩を踏み出すための離婚の話～」「モラハラ知ってる？あなたは大丈夫？～夫婦・家族間での息苦しさ～」「パーソナルカラーで自分発見！」「マイナスをプラスへ～女性のためのストレス管理術～」6回の自立支援講座を行った。	DV被害者以外にも相談を利用した方々への自立の支援のため講座を今後も行う。		
A	日頃より府内関係部署と連絡を取り合い確認し、関係部署でのケースカンファレンスに参加する事の他に配偶者暴力担当者会議を行い連携強化を図った。	日常での府内関係部署と密に連携を図る。また配偶者暴力担当者会議を継続して行う。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
113		②各種連絡機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課 市民課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。 引き続き府内連絡会に参加し関係部署や関係各課との情報共有を図る。また、要綱の一部改正に基づき、住民記録システムを参照している各課とのシステム的な連携を図り、データ更新時には更新通知及びパスワード通知を各課に行っており、一体的に事務を取り扱うようにしている。
114				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。
115	II-2★ (4)			健康課	関係会議への参加、随時の連絡等によりさらに連携を図る。
116				生活福祉課	担当者連絡会への出席は必須とし、関係機関との連携を密にします。
117					

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	平成28年度配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議2回開催、情報交換を含め連携を図った。うち1回は警視庁田無警察署員よりストーカー規制法とストーカー事案についての講義を行った。	今後も継続実施する。		
B	住民記録システムを参照している各課とのシステム的な連携を図ることにより、これまでの市民課による被害者への支援措置から、市としての一体的な住所情報等の保護へと事務の取り扱いを変更している。 具体的には、支援対象者ファイルのデータ更新時に更新通知及びパスワード通知を各課に行い、被害者の住所情報等の取扱いについて注意を促し、情報を共有する体制を構築している。	被害者情報の共有について、各課の独自システムとの自動連携へ向け、協議を重ねたい。 また、被害の実態等に関する府内外の研修や勉強会へ参加し、理解を深めることにより、関係機関との連携をより強固なものしていくことが課題となる。		
B	担当者連絡会議へ出席し、関係機関と連携を図った。	繁忙期ではあるが、課内調整を行い、担当者連絡会議に出席できよう努める。		
B	関連する会議に参加するとともに、健康課事業の中で必要性を感じた事例には、パリテ等に情報提供を行い、本人了解の上での連携に努めた。	健康課事業の中で必要性を感じた事例には、パリテ等の情報提供を行い、今後も本人了解の上での更なる連携に努める。		
A	田無、保谷の両庁舎の査察指導員、家庭相談員が会議に出席し、警察、保健所、市各部署との各機関等の情報提供、意見交換を行った。	引き続き、担当者連携会議への出席は必須とし、連携を密にして行く。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
II-2★ (4)		<p>②各種関連機関・専門家との連携の強化</p> <p>③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア</p> <p>④職員研修の実施</p>	②各種関連機関・専門家との連携の強化	高齢者支援課	・高齢者虐待防止連絡会の開催
118					
119				障害福祉課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議において、配偶者暴力による被害者及びその家族が障害福祉サービスを必要とする場合に備えて、必要な情報に努める。
120				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図ります。
121				保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加とともに、支援に必要な関係機関・専門部署との連携を図る。
122				子ども家庭支援センター	関係機関との連携を図る。
123				教育企画課	保護者等からの暴力を防止し被害者の保護及び自立支援を図るため、関係機関が共通認識を持ち緊密に連携しつつ、被害者の生命又は身体の安全確保を行う。 DV等により住民登録のない児童・生徒を受け入れる(入学)場合、西東京市の婦人相談員(男女平等推進センター)や、家庭相談員(生活福祉課)から事前情報が入るが、教育企画課学務係に飛び込みで相談等があつた場合、共通認識を持つため関係機関(相談員)に情報提供する。
124			③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。
125			④職員研修の実施	協働コミュニティ課	庁内相談窓口職員に対して研修・啓発を行う。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>年2回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28度8月26日開催 (1) 平成28年度虐待予防への取り組み (2) 虐待事例検討 ・平成29年2月3日開催 (1) 西東京市における高齢者虐待の現状について (2) クロス集計結果及び考察 (3) 虐待防止・早期発見・対応にむけた取り組み (4) パンフレット『高齢者の虐待を見つけたら』改定について 	・平成29年度も年2回の開催を予定。また、年度初めに前年の取り組み報告とその年の取り組み計画を委員へ示せるよう、開催時期の見直しを検討中。		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行うなど関係機関と連携を図った。	引き続き、継続実施に務める。		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図りました。また、生活保護受給者等就労自立促進事業連絡会議に参加し、関係機関と情報共有しました。	関係団体との連携強化を図るため、今後も、連絡会議等に積極的に参加します。		
A	連絡会議により、関係機関等との連携を図っている。	継続実施により連携を図る。		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関との連携を図っている。 要保護児童対策地域協議会として、代表者会議1回、実務者会議5回、ケース検討会議154回(昨年より24回増)を実施した。虐待ケースとしての情報共有や対策の検討をするため、相互に顔が見えるよう訪問や、連絡を取り合うようにした。	今後も、適切な早期対応を目標に、関係機関との連携を密にする。		
A	保護者等からの暴力を防止し被害者の保護及び自立支援を図るため、関係機関が共通認識を持ち緊密に連携しつつ、被害者の生命又は身体の安全確保を行うため、必要な情報提供や連携を適宜実施している。	関係法令、通知等に基づき、適切な事務を実施するとともに、関係機関との連携を引き続き行っていく。		
A	精神科医、カウンセラー等に依頼しスーパーバイズを年5回実施する。東京都主催のスーパーバイズに参加する。	相談員の資質向上の為経験後に合わせ研修に参加する。 今後も継続実施する。		
A	庁内相談窓口対応職員に対して、配偶者暴力被害者支援担当者会議の中で事例の検討を行い、意見交流を行った。また、うち1回は警視庁無警察署員よりストーカー規制法とストーカー事案についての講義を行った。	担当者会議の際DVに関する情報提供を今後も行う。研修に関しての検討を行う。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
126	II-2★ (4)	⑤配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。
127		①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き情報提供していく。
128				協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。
129		②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布（再掲）	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課	市発行物の表現における状況把握の方法を検討する。
130		③市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	秘書広報課	各市の動向やガイドラインの視点など調査研究する。
131	(1)			協働コミュニティ課	パリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法2016」を配布し、男女平等推進センターでも掲示を行う。
132	II-3	④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。 継続して職員研修を実施する。7月にハラスメント研修を実施予定。
133				教育指導課	「人権教育プログラム」の全教職員への配布する。 初任者研修会や人権教育研修会での指導主事による講義をする。 全校で年2回、校長等が教職員に対して「服務事故の防止」に関する研修会を実施する。
134					
135	(2)	①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で、関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課	学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けるている。その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応する。 教育相談センターでの相談（教育相談や就学相談）で発覚した場合も同様に対応する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	都内の設置状況の把握を行った。東京都の配偶者暴力支援センターを利用し、保護を行った。	今後も継続実施する。都内の配暴センターの情報を収集する。		
A	チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供した。 ホームページでは、「HP来～る便」アプリの導入によって、情報を必要とする市民のスマートフォンに更新情報等をお知らせし、情報提供している。	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き情報提供していく。		
A	DV冊子の配布・センター内における掲示の実施によりDVについての情報提供を行った。自立支援講座・女性に対する暴力をなくそう運動週間事業で講演会実施	今後も継続実施することにより広く理解を深める。		
B	審議会委員に、市刊行物の表現を男女平等の視点から評価するワークをしていただき、その結果を府内各関係部署にフィードバックする手法を28年度は採用した。	引き続き府内関係部署への周知を行う。		
A	調整のうえ、協働コミュニティ課においてガイドライン、事例集を府内に周知することができた	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。		
A	「ポケット労働法2016」を窓口にて設置・配布している。発行元の産業振興課ではその他、市内施設や就職情報コーナー、商工会等へ配布をしている。 セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力について男女平等推進センター内で掲示を行った。 また清瀬市・東久留米市・西東京市の3市で実施した「ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査」の中でハラスメントに関する調査を行った。	引き続き、他の啓発方法も検討する。		
A	情報誌パリテの配布による啓発を実施。 通常業務でDV被害者と関わりの少ない部署に対しても意識啓発のためDV冊子を配布した。	今後も継続実施し、効果の測定についても検討していく。		
B	ハラスメントに関する知識を学び、ハラスメントの防止に対する職員意識の啓発を図るとともに、具体的な予防策及び対応策等を修得するための研修を7月に実施。	継続した研修の実施と相談体制の強化を図る必要がある。		
B	「人権教育プログラム」を全教職員へ配布した。 若手教員1年次研修や人権教育研修会での指導主事による講義をした。 校長への「教職員の服務の厳正について」通知及び東京都教育委員会からの管理職対象の研修を実施するとともに、校長による全教職員への指導等を通して、各学校に適切な指導を実施した。	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する「服務事故の防止」に関する研修会を引き続き実施していく。		
A	幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、府舎においては教育相談や就学相談、学校ではスクールカウンセリングや巡回相談、また、適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において、さらには家庭訪問等、様々な形態で行っている。どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えた。その後、子ども家庭支援センター、女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作っていくよう努めた。	連携のための情報共有については、要保護児童対策地域協議会としての守秘義務の範囲で可能であると考えているが、緊急の場合、要保護児童として対応している事例であるという確認ができる以前に、本人の同意がなくても情報提供して安全を守らなければならないと判断されたとき、各部署が適切に対応できるよう、情報共有のあり方について府内全体で検討し、理解しておく必要がある。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
136	II-3 (2)	②男性相談のあり方の検討(再掲)	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談について情報収集をおこない、検討する。
137		③緊急一時保護宿泊費等の支援(再掲)	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。
138	(1)	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	協働コミュニティ課	健康課、教育指導課による実施状況の把握をする。
139				健康課	継続検討
140				教育指導課	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行う。小学校においては体育の保健領域で、中学校においては、保健体育において性に関する学習を教科書に基づいて適正に指導を行うようとする。
141	II-4	②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課	パリテ内で掲示による啓発を実施する。
142				健康課	継続して検討する。
143	(2)	①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課	女性相談等において、相談者の必要に応じて、女性専門外来を案内する。
144		②女性特有の病気に対する予防と検査の実施		健康課	情報集約に努める。
145				健康課	女性のがん検診、骨粗しょう症、更年期の教育の充実と周知に努める。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	都内男性相談の現状を聞き取った。男性からの相談については子育て支援課の父子相談や東京都実施の男性相談を紹介した。	男性相談のあり方について情報収集しながら継続的に検討を行う。		
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。この事業は被害者支援の選択肢を広げるために実施しているが、保護施設が利用できない際に実施する事業となる。平成28年度は実績は0である。	今後も継続実施する。		
A	研修への参加や情報収集を行う。 相談の機会を通じて情報提供を行う。	今後も継続実施する。		
C	対象年齢や属性から、検討課題ではあるものの、連携しての協議にならなかった。	学齢期を対象とする場合は教育部署との連携・協働が不可欠。 先進事例の情報を集める。		
B	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行った。小学校においては体育の保健領域で、中学校においては、保健体育において性に関する学習を教科書に基づいて適正に指導を行うようにした。	今後も東京都教育委員会と連携し、改訂された学習指導要領の趣旨や内容を適切に反映させた、性に関する指導が実施できるように、周知期間においての指導・助言を行う。		
A	パリテ内掲示にて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの説明を掲載した。	引き続き、情報提供を方法を検討する。		
C	対象年齢や属性から、検討課題ではあるものの、連携しての協議にならなかった。	学齢期を対象とする場合は教育部署との連携・協働が不可欠		
A	相談内容に応じて女性専門外来に関する情報を案内した。	今後も情報収集し、相談者以外への情報提供の方法を検討する。		
C	周産期支援に関わる機関の会議に参加し、情報収集を行った。	前出の会議に出席する他、研修等に参加し、情報収集に努める。		
A	女性のがん検診の受診率向上のための個別通知を実施。 対象者を「偶数年齢」から「前年度未受診」に拡大。 ホームページに乳がん自己検診法の情報をアップした他、女性の教室を開催し、骨祖しう症や更年期に関する知識の普及に努めた。	更なる周知に努める。		